

# 定額補助を希望する事業者の皆様へ

## 1. 補助対象事業者の要件について

定額補助の対象となるのは、「特定被災事業者」に該当する場合となります。

「特定被災事業者」とは、以下の全ての要件を満たす事業者をいいます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- (2) 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた、以下のいずれかに該当する事業者
  - ①事業用資産への被災が証明できる事業者（直接被害、間接被害）
  - ②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

(※1) 過去5年以内において福岡県内で災害救助法が適用された災害は、  
平成29年九州北部豪雨または平成30年7月豪雨です。  
また、災害救助法の適用市町村のみでなく、県内全域が対象となります。  
(この他の災害救助法適用災害で該当される場合、個別に県へお問い合わせください。)

- (3) 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少（※2）している復興途上にある事業者
  - (※2) 「過去数年以内に発生した災害時の災害前」と「令和2年7月豪雨前」との比較
- (4) 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧または復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- (5) 令和2年7月豪雨災害により、施設・設備が被災し、その復旧または復興を行おうとする事業者

## 2. 定額補助の上限額について

補助上限額3億円の内、1億円まで定額補助（補助率10/10）となり、1億円を超える分については補助率3/4（あるいは1/2）以内となります。

## 3. 補助事業実施にかかる留意事項について

定額補助を希望する事業者の方は、共通の交付申請手続きに加えて、「1. 補助対象事業者の要件について」の要件を満たすことを確認するための書類として、別紙『チェックリスト（交付申請用）「4 定額補助」』に記載された書類のご提出が必要です。

別紙「定額補助 要件確認様式」の記入方法の詳細につきましては、「なりわい再建支援補助金 定額補助 交付申請マニュアル」をご覧ください。

その他の申請にかかる手続きや要件については、全ての申請者で共通ですので、「補助事業実施の手引き」、「交付申請書作成マニュアル」、「実績報告書作成マニュアル」をご確認ください。